

【防府市三世代同居支援事業補助金 Q&A】

【Q 1】三世代同居の対象となる世帯構成の条件について教えてください。

【A 1】以下の例を参考にしてください。

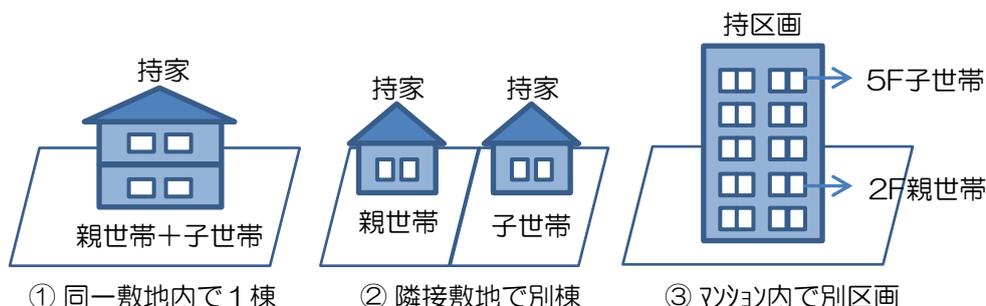
○ 対象となる事例 (いずれも妊娠中の子を含む小学生以下の者を含むこと)		× 対象とならない事例	
四世代以上の間の一世代がない場合		三世代の世帯員に小学生以下の者がいない場合	
各世代が1人の場合		三世代の間の一世代がない場合	
傍系親族と居住の場合(叔父、叔母、甥、姪等)		住民票はあるが、居住実態がない場合	<p>※入所予定期間が一時的で、いずれ自宅に戻って同居する見込みがある場合や、単身赴任の場合等、状況によっては同居対象となる場合があります。</p>
世帯分離しているが、同一敷地や隣接する敷地内、もしくは同一の集合住宅等において同区画又は別区画に居住している場合			

※上記の例は一例です。ご不明な点等がありましたらご相談ください。

【防府市三世代同居支援事業補助金 Q&A】

【Q 2】三世代同居の対象となる居住敷地要件について教えてください。

【A 2】以下の例を参考にしてください。



【Q 3】業者との増改築契約日がH28年4月1日より前の場合、補助の対象とはならないのですか？

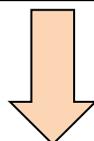
【A 3】補助対象の条件の一つである「平成28年4月1日以降の契約」とは、新築、増改築、リフォームについては工事請負契約日が平成28年4月1日以降であることを条件としているものであり(住宅購入については売買契約日)、例えば建物の設計等にかかる契約日が平成28年4月1日より前であっても、実際の工事請負契約日が4月1日以降であることを契約書類等で確認でき、かつ、世帯条件等、他の条件も全て満たせば補助対象となります。

【Q 4】この補助金は、他の助成金と重複受給はできますか？

【A 4】当補助金を受ける同一事業年度(4月～翌年3月)において、防府商工会議所が実施する住宅リフォーム助成事業による助成を受けていた場合は当補助金は受けられません(下記表参照)。なお、防府商工会議所の住宅リフォーム助成事業以外であれば、他の助成金等との重複受給は可能です(但し、他方の助成制度が重複受給を認めていない場合は重複受給はできません)。

★★★防府商工会議所の住宅リフォーム助成事業との重複受給の可否の例★★★

防府市三世代同居支援事業補助金			防府商工会議所住宅リフォーム助成を受けた年度		
事業認定日	補助金交付決定日	補助金受取日	H27年度以前	H28年度	H29年度
H28. 6.15	H29. 3.25 (事業年度:H28年度)	H29. 4.20	○ 重複受給可 (事業年度が異なるため)	× 重複受給不可 (同一事業年度のため)	○ 重複受給可 (事業年度が異なるため)
H28. 6.15	H29. 4. 5 (事業年度:H29年度)	H29. 4.28	○ 重複受給可 (事業年度が異なるため)	○ 重複受給可 (事業年度が異なるため)	× 重複受給不可 (同一事業年度のため)



※防府市三世代同居支援事業補助金の受給年度は、事業認定申請に対する事業認定日や実際に補助金を受取った日ではなく、事業実施後に提出していただく、実績報告書兼補助金交付申請書(第6号様式)の審査後に、市が通知する補助金交付決定通知書(第7号様式)の年月日で判断します。

【防府市三世代同居支援事業補助金 Q&A】

【Q 5】補助金を受けるにあたって、三世代で同居しなければいけない期間というのは決められていますか？

【A 5】特に同居期間は条件として設定していませんが、当補助制度の趣旨に合わない一時的な同居や、住民票はあっても同居の実態が明確でない場合は、当補助金事業の事業認定が認められなかったり、補助金を受けた後であれば補助金返還の対象となる場合があります。

【Q 6】三世代同居のための住宅新築、増改築する場合、面積の条件はありますか？

【A 6】面積の条件はありません。

【Q 7】補助金の事業認定申請や交付申請は、三世代同居する世帯員でなければならないのですか？

【A 7】施工業者や世帯員の親族等による代理申請は可能ですが、その場合、委任状等の書類の提出をお願いします。

【Q 8】リフォーム工事について、補助の対象となる工事と対象とならない工事について教えてください。

【A 8】以下の例を参考にしてください。なお、下記例は一例ですので、不明な点等がありましたら、建築課庶務係までお知らせください。

工事の内容	補助対象費用の可否
間取り等の変更に伴う壁等の改修	○ 補助対象費用となります。
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	○ 補助対象費用となります。
浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修	○ 補助対象費用となります。
システムキッチンの設置	○ 補助対象費用となります。
併用住宅の場合の店舗部分のリフォーム	× 補助対象費用とはなりません。
太陽光発電システムの設置	× 補助対象費用とはなりません。
造園、門扉、塀又は外溝の工事	× 補助対象費用とはなりません。
屋根の葺き替えや外壁の塗装替え、壁紙の張り替え	× 補助対象費用とはなりません。

【Q 9】補助対象費用の「300万円以上の工事請負契約金額や売買契約金額」とは、消費税を含んだ金額ですか？

【A 9】消費税や地方消費税は含みません。また、補助金の計算についても、消費税や地方消費税を除いた補助対象費用に10分の1を乗じて算出します(千円未満の端数切捨て。上限は50万円)。

(例1)工事請負代金が消費税込みで、3,186,000円の場合

⇒消費税を除く工事請負代金は2,950,000円で、補助対象費用の条件である「消費税及び地方消費税を除く工事請負金額若しくは売買金額が300万円以上であること」を満たしていないので、補助金の対象とはなりません。

(例2)工事請負代金が消費税込みで、3,240,000円の場合

⇒消費税を除く工事代金は3,000,000円で、補助対象費用の条件である「消費税及び地方消費税を除く工事請負金額若しくは売買金額が300万円以上であること」を満たします。この場合、補助金の計算は、消費税を除いた金額(3,000,000円)に10分の1を乗じた額(30万円)となります。

【防府市三世代同居支援事業補助金 Q&A】

【Q10】防府商工会議所が実施する「住宅リフォーム助成事業」による助成を受けてリフォームした箇所とは別の箇所を三世代同居のためにリフォームする場合であれば、三世代同居支援事業補助金を受けることはできますか？

【A10】同一年度においては、別の箇所の工事であっても、防府商工会議所が実施する「住宅リフォーム助成事業」の助成との重複受給はできません(【A4】も参照してください)。

【Q11】現在三世代同居している住宅は築40年以上と古く、地震の際に倒壊する恐れがあることから、耐震のための補強工事を考えていますが、この場合の工事費は三世代同居支援事業補助金の補助対象費用となりますか？

【A11】市では「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」に基づき、昭和56年(1981年)5月31日以前の旧耐震基準で建てられた住宅について、無料で耐震診断調査を行なっているほか、耐震改修工事費用の一部を補助する制度を実施しています。現在の住宅が昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられたものであれば、まずは無料の耐震診断と耐震改修工事の補助について、担当である市役所建築課建築指導室にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、耐震改修工事費につきましては、三世代同居支援事業補助金の補助対象費用となり、建築指導室が実施している補助と重複で受けることも可能ですが、その場合、建築指導室が実施する補助の対象となった箇所の工事費用を除いた部分の工事費用が補助対象費用となりますので、事業認定や実績報告の際には工事箇所別の費用が分かる資料を提出していただくことになります。

【お問い合わせ】

防府市役所土木都市建設部建築課庶務係
TEL:0835-25-2390
FAX:0835-25-8863
E-mail:kenchiku@city.hofu.yamaguchi.jp